

国際法学者、初めて南極に立つ！

神戸大学大学院国際協力研究科(GSICS)
教授（国際法）・極域協力研究センター長
柴田明穂

日本の南極地域観測事業60年の歴史上初めて、国際法学者が南極に行きます。本大学大学院国際協力研究科(GSICS)で国際法を教える柴田明穂教授です。柴田教授は、第58次南極地域観測隊に同行して、11月27日成田空港からオーストラリア経由で南極での現地調査に出発します。

柴田教授の南極での研究テーマは、「現場主義の南極条約体制：科学と国際法のインターフェイス」。南極大陸ではオーストラリアやノルウェーなど7つの国が領土権を主張していますが、日本などはそれを認めていません。見解の相違を棚上げして平和を維持し科学観測を協力して推進していこうと定められたのが、1959年南極条約です。この微妙な政治的バランスの上にある南極における活動は、今、様々な国際的議論の対象になっています。南極における鉱物資源活動は禁止されていますが、日本隊が行っている地質調査活動との違いは何か？南極に生息する微生物等の遺伝資源を商業利用しようとするバイオプロスペクティング活動を規制すべきとする国際的動きがありますが、南極の湖沼で土壌を採取しそこに含まれる菌類等の遺伝情報を調査する日本隊の活動は影響を受けないのか？南極環境を保護するため日本が提案しその管理を担う雪鳥沢特別保護地区が設置されていますが、実際にどうやって管理をしているのか？

柴田教授の南極での現地調査は、こうした南極条約をめぐる国際法的な議論と南極の現場での科学活動・環境保全活動とのインターフェイスを確立しようとする、国際的にも注目される研究活動です。また第58次隊には、アジアやラテンアメリカから外国人研究者・交換科学者も多く同行しており、南極科学活動を通じた日本の国際協力のあり方も調査してきます。

南極では、日本の昭和基地やヘリコプターで野外観測地域に飛んで調査をし、砕氷艦「しらせ」を往復利用して来年3月23日に帰ってきます。